

名古屋市農業委員会 令和6年第1回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年1月25日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後2時51分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第 1号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第 2号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第 3号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第 4号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第 5号議案 農用地利用集積計画の決定について

第 6号議案 土地改良事業参加資格交替申出の承認について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和6年第1回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 6 年第 1 回総会（令和 6 年 1 月 25 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 6 年第 1 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 6 年第 1 回総会を開会いたします。 少しお時間をいただきまして、今回が最初ですので遅まきながら、あけましておめでとうございます。穏やかな一年になると思っていたら、いろんなアクシデントがあって大変な幕開けでしたが、名古屋の農業委員会は明朗活発で審議しながら楽しい会議にしたいと思いますので、皆さんご協力お願いいたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 6 号議案「土地改良事業参加資格交替申出の承認について」までの 6 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席で
ございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、二村
新一委員及び箕浦基伸委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議
事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手を
し、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下
さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお
願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による所
有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番
号 1-3 及び 1-4 について、5 番、福島委員、お願いいたします。

福島委員

受付番号 1-3 及び 1-4 の農地について、近藤正俊委員と事
務局職員で、1 月 5 日 に、現地調査した結果を報告します。

始めに、受付番号 1-4 の譲渡人と譲受人は親子で、住居及び
生計を一にしており、その譲受人の妻である受付番号 1-3 の譲
受人を含めた 3 人で 4,162 平米の農地を経営しています。

この度、譲渡人所有の農地について、親族間贈与により、妻
に持分の一部を移転することになったものが 1-3、また譲渡人
から譲渡人の子へ同じく親族間贈与により、1-3 と同じ農地の
持分の一部を移転することになったものが 1-4 になります。

申請の名東区亀の井三丁目の1筆は、梅や栗が栽培されており、良好に肥培管理されていました。

また、譲受人の二人は、農業経営を担っており、全ての農地が良好に管理されていることを確認しました。権利取得後も、引き続き適正に管理されるものと見込まれます。

以上のことから、何ら問題はないと思いますのでよろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-10について、14番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号4-10につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、1月10日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が営農規模縮小のため、譲受人は、営農規模拡大を希望され、所有権移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区新茶屋三丁目の3筆は一体で、田として利用されている土地です。現地は、稲刈り後の状況となっており、良好に肥培管理されていました。

なお、譲受人の経営農地は、すべて肥培管理されており、権利取得後の農地についても、田として、適正に利用すると認められます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。

	特にないようです。それでは、第 1 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 1 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 2 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-7 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-7 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、1 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-7 願い出の農地の、天白区植田山四丁目の 1 筆には、梅やビワなどが、天白区鴻の巣二丁目の 2 筆には、一体で梅が、天白区元植田三丁目の 1 筆には、ニンジンや大根などの野菜が栽培されていました。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-8 について、17 番、久野委員、お願いいたします。

久野委員	受付番号 1-8 の農地について、山口幸江委員と事務局職員で、1月9日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-8 の願い出の農地、緑区大高町字天楽山の2筆には、かんきつ類などが栽培されており、大高町字南白砂の3筆は作付準備中でした。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-9 について、18番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-9 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、1月5日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-9 の願い出の農地は、緑区万場山一丁目の1筆で柿や梅のほか、かんきつ類などが栽培されており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上につきまして、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-10 について、5番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-10 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、1月5日に、現地調査した結果を報告します。

	受付番号 1-10 願い出の農地の、天白区池見二丁目の 1 筆には、とうがんなどが、栽培されていました。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-11 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	受付番号 2-11 の農地について、1 月 9 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ミカンが作付けされており、申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 2 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 2 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第3号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号1-40から1-43について、4番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

受付番号1-40から1-43の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、1月5日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号1-40、天白区菅田三丁目の1筆には、レモンや梅が、栽培されていました。

受付番号1-41 天白区元八事五丁目の1筆には、ミカンや柿のほか大根などが栽培されていました。

受付番号1-42 天白区鴻の巣一丁目の1筆には、ミカンや柿が栽培されていました。

受付番号1-43 天白区鴻の巣一丁目の1筆には、ミカンや柿が栽培されていました。

いずれも畑や果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号1-44について、18番、山口委員、お願いいたします。

山口（儀） 委員	受付番号 1-44 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、1 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地は、緑区八つ松一丁目の 5 筆で、一体でブドウやかんきつ類などが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-45 から 1-47 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-45 から 1-47 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、1 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-45、天白区野並三丁目の 1 筆には、ブロッコリーや大根、エンドウなどの野菜が、天白区天白町大字野並字北沢の 2 筆には、タマネギやブロッコリーなどが、受付番号 1-46、名東区高針四丁目の 1 筆には、大根やニンジンなどが、受付番号 1-47 天白区池場四丁目の 1 筆には、ミカンや柿などが栽培され、いずれも良好に管理されており、また願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-48 について、18 番、山口委員、お願いいたします。

山口（儀） 委員	受付番号 1-48 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、1 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地は、緑区藤塚三丁目の 1 筆で、タマネギや大根などが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-26 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-26 について、1 月 10 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ネギ、大根などが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-27 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-27 について、1 月 10 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、ハクサイ、ネギなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら

	問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-30 について、10 番、二村委員、お願いいたします。
二村委員	受付番号 3-30 の農地につきまして、1 月 10 日に横井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-30 の中川区戸田西一丁目の 1 筆の田は稲刈り後の状態であり良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-31 及び 3-32 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-31 及び 3-32 の農地につきまして、1 月 9 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-31 の中川区富田町大字千音寺字猪ノ木の 1 筆の農地は、区画整理のため作止め中でした。 受付番号 3-32 の富田町大字千音寺字稲屋の 3 筆、三ノ坪の 2 筆、西六反畑の 1 筆の農地は、区画整理のため作止め中でした。 以上、いずれの申請も証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-25 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-25 の農地につきまして、坂野推進委員さんと事務局職員で、1 月 9 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-25 の藤高四丁目の 1 筆は田で、良好に管理されていました。藤高五丁目の 1 筆は畑で、大根、ニンジン、ネギなどが作付けされ、良好に管理されていました。 また、事務局において申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。 以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-26 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-26 の農地につきまして、竹川推進委員さんと事務局職員で、1 月 10 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-26 の新茶屋一丁目始め 4 筆は、田で、良好に管理されていました。 事務局において、申請時に、申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。 以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（慎） 委員	ちょっと教えてほしいんですが、私があんまり勉強しないでいかんかもしれませんけど、5 ページの受付番号 2-26 の方ですが、納税猶予してるんですが、してる人は登記の地目と現況地目というのは、合ってなくてはいかんようなニュアンスと私は記憶しとるんですが、これは別に構わないんですか。田と畑で。
農政課長	相続税納税猶予に関しましては、現況営農されているかどうかというところの確認が要件となつてございますので、地目が合ってるかどうかというところは要件に含まれていないので、そこは問題ないかと思います。
横井（慎） 委員	それはそうですけど、一回税務署へ聞いてください。うちの記憶だとこれ一緒に直してくれって言つとるような気がしたんですけど、確認だけちょっと後からでも結構です、教えてください。
農政課長	確認というのは、地目と現況地目が合致していないと証明願について承認できないかどうかっていう、ここの確認でしょうかね。それに関しては問題ないっていうところなんですけども。
議長（会長）	よろしいでしょうか。はい。他にご意見はございませんか。 他にないようです。それでは、第 3 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 3 号議案の案件は証明することといたします。

次に、第４号議案、相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号４-４及び４-５について、１３番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号４-４及び４-５につきまして、１月９日に、坂野推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

受付番号４-４は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区藤高三丁目始め２筆は田で、良好に管理されておりました。

受付番号４-５は、所有者が、納税猶予の適用を受けている農地について、自らの農地として管理していることについて、中川税務署から確認を求められているものです。

照会のあった農地、港区藤高四丁目の２筆は田で、良好に管理されておりました。

また、いずれの申請も、相続人が相続して以来、所有者自らにより、農地として管理されてきたことを事務局において確認しております。

以上、調査の結果、確認するに問題ないと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、

	何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 4 号議案の案件については、承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 4 号議案の案件は承認いたします。 次に、第 5 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 本議案には、横井昭男委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条に規定する「議事参与の制限」のため、横井昭男委員は、この案件のうち、第 19 号の審議には参与できません。横井昭男委員におかれましては本案件第 19 号の審議中のご発言は控えていただきますようお願いいたします。 審議のポイントとして、配付資料①から④をお配りしておりますので、ご覧ください。 それでは、10 ページの農用地利用集積計画案の第 18 号について、24 番、横井委員、お願いいたします。
横井（慎）委員	農用地利用集積計画案につきまして、1 月 11 日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。 本件は就農希望者が「名古屋市農地バンク制度」を利用し、農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区福島一丁目の 1 筆の畑は、現在耕作準備中の状態でした。

また 2 つ目の申請地である福島一丁目の 1 筆の田は、草生え状態でした。土を入れてのかさ上げや埋め立てはせず、水位等を見ながら畑として利用したいとのことでした。

申請者は、実家で 15 年間の農業経験があり、トウガラシ、ホウレンソウ、キュウリ、米などを栽培していました。申請地では、9 年ほど経験のある夫と協力してホウレンソウ、パクチーなどを栽培したいとのことでした。

これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、11 ページ及び 12 ページの農用地利用集積計画案の第 19 号及び第 20 号について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）
委員

横井さん退席じゃないの。同席でいいの、横井昭男さん。

議長（会長）

口出しは無用。口は出せないだけで。OK です。

安井（正）
委員

農用地利用集積計画案につきまして、1月11日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件19号は、現農業委員である横井昭男さんが農地を借り受け、稲作面積の拡大をしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による3年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区水里三丁目の1筆の田は、現在稲刈り後の状態でした。申請者は、現農業委員であり現在も農業に従事しています。申請地では、近隣の所有農地ともども稲作をしていく予定とのことでした。これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われれます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、こちらも、1月11日に事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件20号は、申請者が既に利用権の設定を受けており、再び申請地で野菜を栽培していきたいと希望され、所有者との間で合意に至り、利用権の申請がなされたものです。

申請地である中川区水里三丁目の1筆の畑は、令和3年から3年間適切に肥培管理されており、エンドウ、タマネギ、大根などが植え付けられ良好に管理されていたことから、今後も適正に耕作されると見込まれます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、13 ページの農用地利用集積計画案の第 21 号について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）
委員

農用地利用集積計画案につきまして、1 月 11 日に安井委員と事務局職員とで現地確認を行いましたので、結果をご報告いたします。

本件は申請者が農地を借り受け、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。

申請地である中川区水里三丁目の 2 筆の畑は現在、大根、タマネギ等が栽培されていました。

申請者は、10 年以上にわたり農業に従事しており、申請地では、大根、タマネギ、カボチャ、トマトなどを栽培予定とのことでした。これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われまます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配布資料に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

	以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（愼） 委員	ちょっとお尋ねしたいんですけど、今、安井委員が言われたように、担当者のこの使用権設定がある場合、農業委員の担当者に対して、そのままで席を立たなくていいということなんです。やはりこの場でどうのこうの言って、担当者の事をどうのこうの言うことは、担当者がいれば思ったことが言えないんじゃないかなと思うんですが、どのようにそれを考えているか、ちょっとお聞きしたいです。お願いします。
議長（会長）	担当者が意見を求めないということは、前は別室に出てかれたんですが、別室に出てかれて、また戻ってみえたりなんかするのに時間がかかったり、寒いときに向こうは寒いってということで、ここに居て発言は出来ないというお約束をしてあったと思いますけれど、ずっと前から。
横井（愼） 委員	それは聞いてませんが、どちらにしても今言うように、これが何にもないときはいいんです。何か討論があって、ワーワー意見がある場合に、やっぱり問題になると思いますか。何もないときは別に構いませんけど、何かあった時に、これちょっとおかしいと思うんですよ。違いますか。
農政課長	特段何かの定めがあるわけではございませんので、ここは運用どうしていくのかというご議論になろうかと思うんですけども、皆様方の中で、やはりここは席を外すべきだという結論になれば、そういった運用に変えていくことはできないことはないと思います。ここは皆様方でどうしていくべきなのかって

	いうのを、一度ご議論いただくのも必要なのかなと思います が、いかがでしょうか。
議長（会長）	の、説明ですが、皆様どうされますか。外へ出てくべきか、 それともここに居ていいか。ご審議してよろしいですか。 お返事がないんですけれど。これはだいぶ前からそうですけ れど。
成田委員	農業委員は、みんな厳正中立の立場で、ものを言うというこ とで、外へ出て行こうが、中に居ろうが、そこら辺は是々非々 というふうだと私は思います。ただ外へ出て行っても議事録に それが発言で出てくるわけですから、何ら変わらない。ただ前提は先ほど言ったように、厳正に中立にしっかりと 発言をして審議をしてるというふうに私は理解しております ので、こんな寒い時に外へ出るだとか、効率よくいくって会長 さんが言われたですけども、そのままで変わってきたんですか ら、いいように思います。以上です。
議長（会長）	成田委員さんの意見と、皆さんにお諮りいたします。 外へ出てくべきか。外へ出て行かなきゃいけないと思われる 方、挙手をお願いいたします。 お一人だけですか。二人。 多数決で申し訳ありませんが、現行のままだにさせていただきます。 それではここで、第5号議案の議決の案を読み上げさせてい ただきます。9ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 5 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 5 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 6 号議案、土地改良事業参加資格交替申出の承認について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

農政係長

説明します。お手元の配付資料⑤をご覧ください。

配付資料⑤の上段をまずご覧ください。土地改良法では、土地改良事業の参加資格は、通常、農地の所有者が有しておりますが、利用権の設定など農地の貸付けを行った場合は、参加資

格も併せて、農地所有者から耕作者に移ります。昨年 10 月の総会で審議された港区南陽地域の二つの案件では、11 月 30 日付及び、12 月 31 日付でそれぞれ農地中間管理事業による利用権設定が行われており、それに伴い法的には参加資格の農地所有者から耕作者に移行しております。この地域では人・農地プランを作成する際の地域の話し合いですとか、当事者同士の話し合いにおきまして、耕作者ではなく農地所有者が土地改良区の賦課金を負担することで合意しております。

配付資料⑤の下段をご覧ください。

耕作者から農地所有者に参加資格を交替するためには、土地改良法に基づく手続きとして、農地所有者から農業委員会に対しまして、参加資格の交替を申し出て、農業委員会の承認を経る必要がございます。

議案の 20 ページをご覧ください。

今回 21 ページから 24 ページにかけまして、一覽でお示しておりますが、対象となる貸付け全体の 32 名 80 筆、面積におきましては、46,000 平方メートル余につきまして、参加資格の交替の申し出がなされました。いずれも、農地所有者と耕作者の合意によるものですので、農地所有者が土地改良事業に参加することが妥当かと思われます。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

特にないようです。それでは、20 ページにございます議決の案を読み上げます。

土地改良事業参加資格交替申出の承認について

	別記の土地に係る土地改良事業への参加資格の交替については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により承認する。 理由としましては、耕作者に替えて当該土地の所有者が土地改良事業に参加することが、当該事業の円滑な推進及び土地改良区の適切な管理運営の上で妥当と認められるため、です。 それでは、第 6 号議案については、この案のとおり承認してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 6 号議案につきましては、案のとおり承認することといたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 1 月 4 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、件数を簡潔にご報告させていただきます。 まず、1 ページから 11 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 26 件 続いて、12 ページから 23 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 33 件

続いて、24 ページから 48 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 73 件

続いて、49 ページから 52 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 8 件

続いて、53 ページから 54 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 6 件

続いて、55 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

続いて、56 ページですが、農地の競売・公売に関する買受適格証明が 3 件

続いて、57 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

それぞれ受理いたしております。ご報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

次第にはありませんが、私からご報告いたします。

先月の総会後、拡大運営委員会を開催し、皆様から提出していただきました意見について確認したところでございます。出された意見について、委員各自持ち帰り、当該意見が法 38 条の趣旨に合致するかどうか、考えることとなりました。この後拡大運営委員会において、全体として出された意見を検討する予定でございます。

以上、状況報告ではございますが、報告いたします。

報告については、以上でございますが、その他、何かありますでしょうか。

特にはないようです。

それでは、以上をもちまして、令和6年第1回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後2時51分）